

宮城県新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、新しい公共支援基金を活用し、NPO等（特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織及び協同組合等の民間非営組織をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び企業等が協働して自らの地域の諸課題の解決に向けて試行・実践する先進的な取組であって、「新しい公共」の場づくりのためのモデルとして適した事業の実施に要する経費について、その実施主体に対し、予算の範囲内において、宮城県新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 普通地方公共団体（宮城県を除く。）
- (2) 構成員にNPO等及び普通地方公共団体を含む協議体（ただし、当該協議体の運営に関して必要な事項を定めた規約その他の規程及び事務手続に係る不正を未然に防止する体制等が整備されているものに限る。）
- (3) 構成員にNPO等を含む協議体（ただし、当該協議体の運営に関して必要な事項を定めた規約その他の規程及び事務手続に係る不正を未然に防止する体制等が整備されており、東日本大震災に関する諸課題解決に取り組むものに限る。）
- (4) NPO等（ただし、東日本大震災に関する諸課題解決に取り組むものに限る。）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、新しい公共支援事業実施要領（平成23年2月16日付け府政経シ第39号内閣府政策統括官（経済社会システム担当）通知）を踏まえて県が別に定める新しい公共の場づくりのためのモデル事業に係る募集要項（以下「募集要項」という。）に基づく応募申込みがあり、審査委員会による審査を経て、知事が採用を決定した事業とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助基準額は、別表1に定めるとおりとする。

(併給調整)

第5条 行政による他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象事業は、原則として第3条の補助対象事業としない。ただし、他の補助事業に係る補助の対象部分と非対象部分を明確に区分できる場合には、第3条の補助対象事業とし、当該非対象部分を前条の補助対象経費として扱うことができるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

2 補助金交付申請書の提出期限は、第3条に掲げる採用決定と併せ、知事が補助対象者に通知するものとする。

(交付申請の添付書類)

第7条 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 支援申請者等概要書(別記様式第2号)
- (2) 事業計画書(別記様式第3号)
- (3) 収支計画書(別記様式第4号)
- (4) 協議体の運営規約に相当するものの写し(申請者が協議体の場合のみ添付を要する。)
- (5) 役員名簿(申請者が協議体の場合のみ添付を要する。)

(補助の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、補助事業変更承認申請書(別記様式第5号)により、県の承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 補助金交付決定額の10%以上の減額を伴う変更
 - ロ 補助対象事業費の20%以上の増減を伴う変更
 - ハ 補助対象事業の内容の重大な変更
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第6号)により、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業遂行状況報告書(別記様式第7号)により、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第8号によるものとする。

2 第11条の規定により補助金の一部について概算払で交付を受ける補助事業者は、規則第12条第2項の規定にかかわらず、補助事業の完了若しくは廃止の日から一月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(実績報告の添付書類)

第10条 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 新しい公共支援事業に関する報告について・新しい公共支援事業の成果等報告(別記様式第

9号/国指定様式：新しい公共支援事業実施要領様式4及び様式4-3)

- (2) 事業内容等報告書(任意様式)
- (3) 収支精算書(別記様式第10号)
- (4) 収支内訳書(任意様式)
- (5) その他知事が必要と認める書類等

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、補助金の一部を概算払により交付することができるものとする。

- 2 概算払の請求は、別表2に掲げる請求時期において、同表に掲げる請求上限額以内で行うものとし、概算払請求書の様式は、別記様式第11号によるものとする。
- 3 補助金の額に確定に伴う請求書の様式は、別記様式第12号によるものとする。

(処分の制限を受ける財産及び期間)

第12条 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が50万円以上のものとする。

- 2 規則第21条ただし書きの規定により前項の財産が処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定めによる耐用年数に相当する期間とする。

(関係書類の保管等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

- 2 補助事業者は、第11第2項の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、その財産に係る関係書類を整備し、保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、その組織を解散するとき又は合併するときは、あらかじめ関係書類の保管等に関して知事に協議しなければならない。

(提出書類の部数)

第14条 この要綱の定める提出書類の部数は、各1部とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月19日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、当該補助金の平成24年度予算が成立した場合において、当該年度の補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年12月22日から施行する。

別表1（第4条関係）

○補助対象経費，補助率及び補助限度額

補助対象経費	補助率	補助限度額
人件費（関係行政機関の恒常的職員に係るものを除く。） 諸謝金（委員，講師等） 旅費（職員，委員，講師等） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 使用料及び会場借料 募集広告費 計画策定費 委託費 施設等整備・改修費 備品購入費 その他県が必要と認める経費	10/10以内	一の事業に係る上限額の目安を1,000万円，下限額の目安を100万円とし，県が募集要項で補助限度額を定めるものとする。また，この場合において，県は，募集に係る事業期間等を勘案し，補助限度額を調整することができるものとする。

（注1） 補助対象経費は，モデル事業の採用決定日以後に発生した事項の経費とする。よって，支出理由が採用決定日の前に発生した事項への補助金充当は，不可とする。

（注2） 施設等の整備及び備品の購入は，モデル事業の遂行のために必要不可欠であり，さらに事業終了後の扱いが明確かつ確実な場合に限るものとし，その補助に係る上限額は，原則として一の事業に係る補助額全体の2分の1とする。

なお，施設等の整備及び備品の購入が当該上限額を上回るについて，県が特別な理由を認めるときは，県と内閣府との協議を経て，上限を超える費用を補助対象経費として扱う場合がある。

別表2（第11条第2項関係）

○概算払の請求時期及び請求上限額

請求時期（①，②とも各1回のみ概算払の請求が可能）	請求上限額
① 交付決定の後，中間基準日（注1参照）の前日までの期間	補助金交付決定額の3割
② 中間基準日から事業計画の終期の一月前までの期間	①の請求分と合わせ補助金交付決定額の7割

（注1） 中間基準日とは，モデル事業の採用決定日から事業計画の終期までの期間における総日数のうち2分の1の日数を経過する日とする。

（注2） 県は，補助事業者の申出を受け，上記の請求時期及び請求上限額の適用では補助事業を遂行できないと認めるときは，請求時期及び請求上限額を変更できる。

（注3） 概算払請求額に係る千円未満の端数は，切り捨てるものとする。